

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市特別職職員の給与等に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条第2項第2号及び第3号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改める。

別表第1に次のように加える。

教 育 長	710,000円
-------	----------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成27年6月1日から適用する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 改正後の第1条及び別表第1の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長（以下「旧教育長」という。）の給与等については適用しない。

（期末手当の内払）

3 改正前の東大和市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の東大和市特別職職員の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止）

4 東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和52年条例第4号）は、廃止する。

（東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

5 附則第2項の規定により、改正後の第1条及び別表第1の規定が適用されない旧教育長の給与等については、前項の規定による廃止前の東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。